



にかほ市

いじめ防止基本方針

平成26年 3月
(令和7年12月改訂)

にかほ市教育委員会

目 次

I 基本的な考え方

1	目的	1
2	いじめの定義	1
3	基本理念	1
4	いじめ防止に関する考え方	1

II 基本方針

1	いじめの未然防止	2
2	いじめの早期発見	2
3	いじめに対する対処	2
4	家庭や地域との連携	3

III 具体的な取組

1	教育委員会が実施する施策	4
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定	4
(2)	いじめの未然防止	4
(3)	いじめの早期発見	5
(4)	いじめへの対応	5
(5)	「にかほ市いじめ・不登校等問題連絡会議」の設置	5
2	学校が実施すべき施策	5
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定	5
(2)	いじめ防止等の対策のための組織の設置	6
(3)	いじめ防止等に関する取組	6
3	重大事態への対処	7
(1)	重大事態の発生と調査	7
(2)	調査結果の報告とその後の対応	7

I 基本的な考え方

1 目的

にかほ市立学校におけるいじめの防止に係る基本的な考え方と、いじめ防止等に関する基本的な方針及び具体的な施策を定めることにより、すべての子どもが安心・安全な学校生活を送り、心の通う人間関係が構築できる環境をつくることを目的とする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法第2条第1項」）

3 基本理念

- 子どもが安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの防止に取り組む。
- いじめが、いじめを受けた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにする。
- 学校、家庭、地域の連携の下、いじめの問題を克服できるようにする。

4 いじめ防止に関する考え方

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
- いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- いじめは、どの子どもでも被害者にも加害者にもなり得る場合がある。
- いじめは、「目に見えにくい」ものもあり、よく見ようとしなければ見えない。
- いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、いじめを認識していないがら何もしないことも問題である。
- いじめは、学校、家庭、地域、関係機関等が、一体となって継続的に取り組むべき問題である。

II 基本方針

1 いじめの未然防止

- 子どもも同士の日常的なトラブル等、些細に見える行為をも決して見逃さず、子どもの変化を敏感に捉えることが重要である。
- 学校の教育活動全体を通じ、すべての子どもに「いじめは決して許されない」行為であるという考えを理解させるとともに、子どもの豊かな心、互いに認め合うことができる人間関係をつくりだすことができる態度を養うことが必要である。
- すべての子どもが規律正しく主体的に授業に参加でき、授業場面で活躍できる授業づくりを推進することが重要である。
- 学級や学年、学校が、すべての子どもが安心して生活できる居心地のよい「居場所づくり」に取り組むことで、自己存在感や充実感を感じることができるようになるとともに、子ども主体の活動を通して、互いのよさを認め合ったり、心のつながりを感じたりする自己有用感を感じができるようにすることが大切である。

2 いじめの早期発見

- 教師が子どもや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい体制を築くことが重要である。
- 早期発見の基本として、子どもの些細な変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、速やかに対応することが大切である。
- 子どもの変化に迅速に対応するために、教師、保護者、地域が連携し、報告・連絡・相談ができる体制づくりが必要である。
- 早期発見のため、次のような手立てを講じる必要がある。
 - ・複数の教師による観察
 - ・定期的なアンケート（無記名アンケートを含む）の実施
 - ・Q-U検査の実施と活用
 - ・個別面談の実施
 - ・相談窓口、相談機関の周知
 - ・スクールカウンセラーによる相談

3 いじめに対する対処

- いじめを受けた子どもやいじめを知らせてくれた子ども、及びその保護者のプライバシーを守り、安全を確保する必要がある。
- 「組織」による対応方針及び役割分担を決定し、事実関係の把握やいじめを受けた子どものケア、いじめを行った子どもへの指導などについて組織的に対応する必要がある。
- 教育委員会への報告及び協議や、警察への相談・通報など、関係機関

との連携の下で対応することが重要である。

- いじめを認知した際には、保護者に対し、対応方針の説明、調査や指導の結果の報告、指導後の子どもの様子に関する情報提供などを行い、いじめを受けた子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、継続的に連携を図ることが重要である。
- いじめを行った子どもに対する指導については、人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが大切である。
- いじめを見ていた子どもに対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を育成していく必要がある。
- インターネットを通じて行われるいじめについては、関係機関の協力も得ながら対処していくとともに、情報モラル教育を進めることも重要である。

4 家庭や地域との連携

- 保護者や地域の方々に対し、いじめ防止等に係る指導方針について情報提供をすることが大切である。
- P T A授業参観等の機会を捉え、いじめ防止の取り組みや対応について説明するとともに、次のことについて共通理解を図る必要がある。
- 子どもの些細な変化、言動を見逃さず、子どもの話にじっくりと耳を傾け、学校と相談すること。
- いじめ問題の解決にあたっては、いじめの行為や言動のみにとらわれることなく、人間関係やいじめの背景についても把握した上で対応すること。
- 家庭においても、いじめは絶対に許されない行為であることを常に子どもと話し合うこと。

III 具体的な取組

1 教育委員会が実施する施策

(1) にかほ市いじめ防止基本方針の策定

教育委員会は、国の基本方針等を参考にして、いじめの防止や対応に関する基本的な方針を「にかほ市いじめ防止基本方針」として定める。

また、その取組について検証を行い、必要に応じて改善を図り、より実効性の高い取組になるよう配慮する。

(2) いじめの未然防止

①自己有用感の育成

子どもの豊かな心、互いに認め合うことができる人間関係をつくりだすことができる能力を養うため、学校教育の重点を周知し、学校訪問指導の充実に努める。

- ・教育委員学校訪問の実施
- ・学習・生活サポートの適切な配置による基本的な学習習慣等の育成
- ・教育指導員による少人数指導の充実
- ・道徳教育の充実
- ・地域の偉人を核とした総合的な学習の推進
- ・子どもの主体的な活動による特別活動の推進

②いじめ防止のための教職員研修等の充実

いじめを防止することの重要性やその対応の在り方等に関する理解を深めるため、研修等の充実を図る。

- ・教職員全体研修会の実施
- ・いじめ防止等に関する指導資料の提供
- ・生徒指導担当教育指導員による指導

③いじめに関する調査の実施

学校におけるいじめの実態及び防止等のための取組状況についての調査を実施し、成果や課題を検証する。

- ・Q-U調査の実施（5月、10月）と結果の分析

④情報モラル指導の充実

- ・情報教育推進委員会やにかほ市情報教育活性化委員会での情報提供、情報共有
- ・ICTマイスターの活用

(3) いじめの早期発見

①学校との連携

- ・職員が積極的に学校に足を運び、また、気軽に相談できる雰囲気をつくり、学校との情報交換を積極的に行う。

- ・教育指導員との情報交換を行い、学校の様子を把握する。

②保護者や地域からの相談への対応

- ・保護者や地域からの電話等の相談に親身に対応し、学校との連携を図る。

(4) いじめへの対応

①学校に対する支援

- ・学校からの報告や相談を受けた際には、直ちに対応策を協議し、指導主事や教育指導員を学校に派遣し、解決を支援する。

②関係機関との連携

- ・状況に応じて、こども家庭センターや福祉事務所等の市の関係機関や児童相談所等の外部の機関との連携を図る。

(5) 「にかほ市いじめ・不登校等問題連絡会議」の設置

①目的

- ・いじめ防止等の取組の推進にあたり、関係する機関との連携を図ることと、現状や対応について協議・検討を行い、適切な指導援助の推進に資するため、「にかほ市いじめ・不登校等問題連絡会議」を設置する。

②組織

- ・学校、教育委員会、警察、児童相談所、臨床心理士、青少年育成に係る関係機関の代表等により組織する。

③役割

- ・いじめの防止等に関する方針や取組について情報交換を行うことで連携体制の強化を図るとともに、必要に応じて調査や調整を行う。

2 学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針、にかほ市のいじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについて基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

策定にあたって、次のような項目を設定する。

- ①いじめの定義と基本的な考え方
- ②いじめの未然防止のための取組
- ③いじめの早期発見のための取組

- ④いじめの組織的対応
- ⑤いじめ防止に向けた保護者や地域との連携
- ⑥P D C Aサイクルを踏まえた年間計画

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

学校は、いじめ防止等の対策のための組織を置く。

①構成員

管理職、生徒指導主事（生徒指導担当教員）、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭等、学校の実情に応じて工夫する。

②役割

- ・取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談、通報の窓口
- ・いじめと疑われる情報があった際の緊急会議の実施
- ・「にかほ市いじめ・不登校等問題連絡会議」との連携と活用

(3) いじめ防止等に関する取組

いじめの防止にあたっては、以下のような具体的な取組が重要であり、各校においては、本基本方針を踏まえ、各校の実情に応じて取組内容を明確にする。

①いじめの未然防止

- ・生徒指導の4つの視点を生かした授業づくり
- ・学校全体、家庭・地域と連携して規範意識を育む道徳教育の充実
- ・特別活動を核にした集団づくりの充実
- ・人間関係を築く体験活動の充実

②いじめの早期発見

- ・複数の教師による観察
- ・学校生活アンケートの実施
- ・Q-U検査の実施
- ・面談の実施
- ・相談窓口の周知
- ・情報の共有
- ・スクールカウンセラーの活用

③いじめへの組織的対応

- ・対応策の検討と役割分担
- ・迅速で的確な実態把握
- ・いじめを受けた子どもやその保護者的心情に寄り添った丁寧な対応
- ・いじめを行った子どもの成長を促す指導と心のケア
- ・スクールカウンセラー、関係機関との連絡、調整
- ・保護者の理解と協力

④いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

- ・生徒指導だより等による情報発信
- ・学年・学級 P T A による説明・協議
- ・講演会等の実施
- ・ホームページによる情報提供
- ・相談窓口、相談機関の周知

⑤P D C A サイクルによる取組の検証

- ・子どもや保護者に対する生活アンケートの実施
- ・教職員に対するいじめ防止チェックリストの活用
- ・いじめ防止等の取組に関する学校評価の実施

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

①重大事態の捉え方

- ・子どもが自殺を企図した等、子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・子どもや保護者から、いじめを受けて重大な事態に至ったという申し出があったとき
- ・いじめが要因となって、年間 30 日を目安に相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、又は、30 日未満であっても一定期間連續して欠席しているような場合

②重大事態への対応

- ・教育委員会の判断で、「にかほ市いじめ・不登校等問題連絡会議」を調査機関として設置し、事態の対応にあたる。
- ・調査にあたっては、公平性や中立性を確保しながら客観的な事実関係を速やかに調査するものとする。
- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。その際、関係者の個人情報に細心の注意を払うこととする。

(2) 調査結果の報告とその後の対応

①市長への報告

- ・重大事態が発生した際には、被害者の情報等の必要事項を速やかに市長に報告する。
- ・調査の結果、明らかになった事実について状況に応じて報告する。

②その後の対応

- ・専門家の派遣による重点的な支援や生徒指導専任教員の配置など人的体制の強化や心理や福祉の専門家などの外部専門家の追加配置等を行う。